

## 登別市観光PRキャラクター認定事業要綱

### (目的)

第1条 登別市内のキャラクターを「登別市観光PRキャラクター」（以下「認定キャラクター」という。）として認定し、登別市内で開催されるイベント、市外で実施される宣伝誘客活動等に活用することにより、登別市の魅力を登別市内又は市外に広報し、登別市の知名度を向上させ、もって地域活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「認定」とは、既存又は新規のキャラクターについて認定キャラクターとして認めることをいう。

### (認定の申請)

第3条 認定を受けようとするものは、登別市観光PRキャラクター認定申請書（別記様式第1号）により申請を行わなければならない。

2 前項の認定の申請は、1個人、1法人又は1団体につき年度1件を上限とする。ただし、複数のキャラクターをセットで申請することができるものとする。

### (認定基準)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、認定の対象となるキャラクター及び申請者が、次条及び第6条の規定に基づく要件及び資格を満たすかどうかを審査し、認定する。

### (キャラクターの認定)

第5条 キャラクターの認定期間は、認定年度の3月末までとする。

2 次のいずれかに該当するものは、認定キャラクターとして認定しないものとする。

- (1) 登別市内において、登別の観光振興に資する活動を行っていないもの
- (2) 登別市内で開催されるイベント又は登別市若しくは社団法人登別観光協会（以下「登別市等」という。）が登別市内又は市外で行う観光振興に資する活動に参加できないもの
- (3) 登別市等が制作及び配布する認定キャラクター周知物への印刷の許可ができないもの
- (4) 認定審査時に着ぐるみが無いもの
- (5) キャラクター及び着ぐるみがオリジナル（市販品の着ぐるみの一部を手直ししただけのものを除く。）でないもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) 他の作品を盗用したことが明らかであるか、又はそのおそれのあるもの
- (8) 特定の政党又は宗教団体の活動を支援し、又はしているような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) その他市長が適当でないと認めるもの

### (認定申請資格)

第6条 認定キャラクターの認定の申請は、個人、法人又は任意団体が行うことができる。ただし、反社会的行為を行うおそれがあるものからの申請は、認定しないものとする。

(認定)

第7条 市長は、認定キャラクターとして認定したときは、遅滞なくその結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、第4条の規定により認定した認定キャラクターの申請をしたものに対し、登別市観光PRキャラクター認定証（別記様式第2号）を交付する。

(認定の表示)

第8条 認定を受けたものは、認定期間内に限り、当該キャラクターが認定キャラクターであることを表示することができる。

(認定の取消)

第9条 市長は、認定キャラクター及び認定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定キャラクターが、認定基準に適合しなくなったと認められたとき。
- (2) 認定を受けたものが、認定申請資格を欠くに至ったとき。
- (3) 認定を受けたものが、虚偽の申請を行ったと判明したとき。
- (4) その他制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、認定を取り消すときは、その対象となる認定キャラクター及び認定を受けたものの氏名、代表者名又は団体名を公表することができる。

(認定キャラクターの活用)

第10条 認定キャラクターは、次のとおり活用することができるものとする。

- (1) 登別市等が登別市内又は市外で実施する宣伝誘客活動におけるPR活動への参加
- (2) 登別市が印刷する印刷物への掲載
- (3) 登別市ホームページへの掲載
- (4) その他市長が特に認めるもの

2 認定キャラクターを活用できるものは、認定キャラクターを登別市内又は市外に広く周知させることが可能である事業を行い、当該キャラクターを活用することで第1条に規定する目的が達成されると市長が認めるものとする。

3 認定キャラクターを活用しようとするものは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

4 前項の承認を得たものが認定キャラクターを活用するときは、「登別市観光PRキャラクター」である旨記載しなければならない。

5 認定キャラクターを活用するものは、前条の規定により認定が取り消されたとき、又は認定期間が満了したときは、当該キャラクターの活用を速やかに中止しなければならない。ただし、認定期間満了後、当該キャラクターの認定が引き続き行われ

る場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月6日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

登別市観光PRキャラクター認定申請書

登別市長 様

申請者 住所

氏名 印

登別市観光PRキャラクター認定事業要綱に基づき、次のとおり申請します。

記

- 1 申請キャラクター名
- 2 申請キャラクターの写真及びイラスト 別添のとおり
- 3 申請理由

別記様式第2号（第7条関係）

登別市観光PRキャラクター

認 定 証

認定番号 号

様

登別市観光PRキャラクター認定事業要綱に基づき、あなたが申請した（認定キャラクター名）を登別市観光PRキャラクターとして認定します。

年 月 日

登別市長

印